

第 46 号議案

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部
を改正する条例案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 6 年 2 月 6 日

滋賀県教育委員会

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する
条例案に関する意見について

格別の意見はない。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の理由

市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、令和6年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり改定することとします。（第2条関係）

区 分		令和5年度	令和6年度	増減	
程を含む。 育学校の前期課	小学校（義務教	校長および教員	4,976人	4,934人	△42人
		養護教員	234人	235人	1人
		栄養教諭および学校栄養職員	53人	53人	0人
		事務職員	267人	269人	2人
		計	5,530人	5,491人	△39人
程を含む。 育学校の後期課	中学校（義務教	校長および教員	2,814人	2,845人	31人
		養護教員	107人	105人	△2人
		栄養教諭および学校栄養職員	20人	21人	1人
		事務職員	124人	124人	0人
		計	3,065人	3,095人	30人
計		校長および教員	7,790人	7,779人	△11人
		養護教員	341人	340人	△1人
		栄養教諭および学校栄養職員	73人	74人	1人
		事務職員	391人	393人	2人
		合計	8,595人	8,586人	△9人

(2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表校長および教員の項中「4,976人」を「4,934人」に、「2,814人」を「2,845人」に改め、同表養護教員の項中「234人」を「235人」に、「107人」を「105人」に改め、同表栄養教諭および学校栄養職員の項中「20人」を「21人」に改め、同表事務職員の項中「267人」を「269人」に改め、同表計の項中「5,530人」を「5,491人」に、「3,065人」を「3,095人」に改め、同表合計の項中「8,595人」を「8,586人」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例新旧対照表

旧			新		
第1条 省略			第1条 省略		
第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。			第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。		
区分	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	区分	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
校長および教員	4,976人	2,814人	校長および教員	4,934人	2,845人
養護教員	234人	107人	養護教員	235人	105人
栄養教諭および学校栄養職員	53人	20人	栄養教諭および学校栄養職員	53人	21人
事務職員	267人	124人	事務職員	269人	124人
計	5,530人	3,065人	計	5,491人	3,095人
合計	8,595人		合計	8,586人	
2 省略			2 省略		
付則 省略			付則 省略		